

## 都市計画交付金の拡充を求める意見書

特別区都市計画交付金は、本来、基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が、特別区の区域では都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源を確保する観点から設けられているものであります。

しかし、特別区都市計画交付金が都市計画税に占める割合はわずかで、特別区が実施している都市計画事業費を反映しているとはいえない状況であります。区民から徴収している都市計画税の用途を明確にする必要があるものと考えます。

これらの趣旨を踏まえ、下記の事項について要望します。

### 記

- 1 都市計画税を原資として、都区双方の都市計画事業の実績に見合った配分となるよう、増額を図ること。
- 2 交付対象事業や面積要件など限定基準を設けることなく、全都市計画事業を交付対象とすること。
- 3 同交付金に適用されている交付率の上限撤廃や、実績から乖離して算定されている工事単価を引き上げるなど、適切な改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成28年10月13日

新宿区議会議長名

東京都知事 あて